

平成 15 年度長野市内ダイオキシン類、有害大気汚染物質調査結果及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき事業所等が実施したダイオキシン類の測定結果について

平成 16 年 4 月 27 日（火）

環境管理課

TEL(直) 026-224-8034 (内)3014

廃棄物対策課

TEL(直) 026-224-7320 (内)3044

長野市では、平成 10 年度より環境中のダイオキシン類及び有害大気汚染物質について継続的に調査を実施している。既に、これまで行った測定結果についてはその都度公表しているが、平成 15 年度の最終調査の結果がまとまった事から改めて通年の結果について公表するものです。

その他、平成 14 年度に引き続き、木工団地に建設された民間の容器包装リサイクル法に係る廃プラスチックリサイクル施設周辺において、施設の環境への影響を危惧する地元住民からの声が大きいため、追加して調査を行っているものです。

また、ダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という)第 28 条の規定により行われた特定施設設置者による廃棄物焼却炉の排出ガス等の測定結果についても公表するものです。

1. 平成 15 年度長野市内ダイオキシン類、有害大気汚染物質調査結果について

(1) 環境ダイオキシン類調査結果

参考資料 1

- ・ 調査地点
 - 大気 13 地点 (一般環境 3 地点、廃棄物焼却炉周辺 10 地点)
 - 水質 5 地点 (一般環境 5 地点：河川 4 地点、地下水 1 地点)
 - 底質 4 地点 (一般環境 4 地点：河川底質 4 地点)
 - 土壌 10 地点 (一般環境 5 地点、廃棄物焼却炉周辺 5 地点)
- ・ 大気、水質、底質、土壌の全ての地点について環境基準を達成した。
- ・ ダイオキシン類低減のため、引き続き廃棄物焼却施設等の監視指導を今後とも継続する。

(2) 有害大気汚染物質調査結果

参考資料 2

- ・ 調査地点は、昨年と同じく 2 地点で 12 回実施した(1~6 回目までは公表済み)。
- ・ 環境基準及び指針値の設定されている項目については、いずれも基準値内であった。環境基準及び指針値の設定されていない項目についても、環境省が公表した平成 14 年度の全国各自治体調査結果の濃度範囲内であった。

(3) 南長池地区有害大気汚染物質調査

参考資料 3

- ・ 調査地点 木工団地周辺 1 箇所
- ・ 環境基準及び指針値の設定されている項目及びシックハウス室内濃度指針値が設定されている項目については、いずれも基準値を下回った。また、基準値等が設定されていない項目についても、環境省が公表した平成 14 年度の全国各自治体調査結果の濃度範囲内であった。
- ・ 特に高濃度であったトルエンは、前年度(平均値 140 $\mu\text{g}/\text{?}$)と比較して低濃度(平均値 7.3 $\mu\text{g}/\text{?}$)であった。

記者発表資料

2. ダイオキシン類対策特別措置法に基づき事業所等が実施したダイオキシン類の測定結果について 参考資料 4

- 平成 12 年 1 月 15 日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という)第 28 条の規定により、ダイオキシン類の排出基準が適用される廃棄物焼却炉等の特定施設設置者は、排出ガス等について年 1 回以上ダイオキシン類を測定し、その結果を報告することが義務づけられている。
- 平成 15 年 2 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までに長野市内の施設設置者より報告されたダイオキシン類の測定結果がまとまったので公表する。

平成 16 年 3 月 31 日現在、法による届出がなされている大気基準適用施設は廃棄物焼却炉 29 施設（昨年比 3 減）、水質基準適用施設は廃棄物焼却炉関係 20 施設（同 2 減）、下水道終末処理施設 3 施設（同増減なし）である。

大気基準適用施設については、23 施設から排出ガス濃度の報告があったが、うち基準を超過している施設が 1 施設あり、使用を停止後廃止となっている（本件については平成 15 年 12 月 12 日既に公表済み）。なお、報告されなかった 9 施設は、廃止、休止および建設中となっている。

水質基準適用施設については、報告対象 3 施設の全てから排水濃度の報告があり、基準超過した施設はなかった。

また、平成 14 年 12 月 1 日より既設の廃棄物焼却炉から排出される焼却灰（燃え殻）やばいじん（飛灰）を埋め立て処分する場合、1 グラム中に含まれるダイオキシン類濃度が 3 ナノグラム^(注)以内でなければならないとする基準が適用された。なお、この基準を超過するダイオキシン類を含んだ焼却灰やばいじんは、特別管理産業（一般）廃棄物として処理しなければならない。この基準を超過した施設は、ばいじん（飛灰）について 2 施設あった。

（注）ナノグラムは 1 グラムの 10 億分の 1

(1)法に基づく特定施設の届出状況

1)大気基準適用施設

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

特定施設の種類の		H15.3.31 現在施設数	H15.2.1 以降		現在数
			新規届出数	廃止数	
廃棄物 焼却 施設	処理能力 4000kg/h 以上	3	0	0	3
	2000～4000kg/h	1	0	0	1
	200～2000kg/h	10	0	0	10
	50～200kg/h	18	2	5	15
合計		32	2	5	29

2)水質基準適用施設

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

特定施設の種類の		H15.3.31 現在施設数	H14.2.1 以降		現在数
			新規届出数	廃止数	
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設等		21	1	2	20
下水道終末処理施設		3	0	0	3
合計		24	1	2	23

記者発表資料

(2)ダイオキシン類測定結果

1)排出ガスの基準適合状況

単位：ng-TEQ/m³N

特定施設の種類		報告数	最高	最低	平均	基準超過
廃棄物 焼却 施設	処理能力 4000kg/h 以上	6	0.0037	0.0000029	0.00078	0
	2000～4000kg/h	2	0.0062	0.0018	0.0040	0
	200～2000kg/h	14	5.7	0	0.99	0
	50～200kg/h	9	46	0.10	7.6	1

2)排出水の基準適合状況

単位：pg-TEQ/L

特定施設の種類	報告数	最高	最低	平均	基準超過
廃棄物焼却炉に係る廃ガス 洗浄施設等	0	-	-	-	0
下水道終末処理施設	6	0.0020	0.00052	0.0012	0

3)燃え殻及びばいじんの測定状況

単位：ng-TEQ/g

特定施設の種類		燃え殻測定結果			
		報告数	最高	最低	平均
廃棄物 焼却 施設	処理能力 4000kg/h 以上	6	0.088	0.011	0.034
	2000～4000kg/h	0	-	-	-
	200～2000kg/h	9	1.1	0.016	0.18
	50～200kg/h	9	0.35	0.000042	0.080

単位：ng-TEQ/g

特定施設の種類		ばいじん測定結果			
		報告数	最高	最低	平均
廃棄物 焼却 施設	処理能力 4000kg/h 以上	2	1.0	0.36	0.68
	2000～4000kg/h	1	0	0	0
	200～2000kg/h	13	3.2	0	1.2
	50～200kg/h	8	8.8	0.000052	1.6

処理基準については平成 14 年 12 月 1 日から 3 ng-TEQ/g が適用されている。